

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	あかね台光の子保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 みわの会
対象サービス	保育所
事業所住所	〒227-0066 横浜市青葉区あかね台2-18-1
設立年月日	平成16年4月1日
評価実施期間	平成23年7月～平成24年3月
公表年月	平成24年3月
評価機関名	コモンズ21研究所
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
<p><園の概要・特徴> あかね台光の子保育園は、社会福祉法人みわの会により、2004年4月に開園しました。こどもの国線恩田駅より徒歩7分、昔ながらの農村地域と新興住宅とが混在し、近隣には自然に恵まれた複数の公園があります。</p> <p>園庭には樹齢300年の大木を利用して作った、オリジナルの固定遊具が設置されています。園舎は2階建て、木のぬくもりのある保育室やホールがあり、子どもたちが自主的に遊べるコーナーを各所に設けています。定員90名（在籍103名）の子ども達は、理念「わが子をゆだねたい保育。ホスピタリティマインド（心をこめて）」、園目標「元気な子・考える子・やさしい子」のもと、明るく元気に活動しています。</p>	
<p><特に優れている点></p> <p>1. 保育方針に沿った保育の実践と振り返り 職員は、入職時や年度始めに保育・マニュアル研修を受け、法人みわの会の理念をはじめ、園の保育方針、姿勢について学び、子どもたちが日々安心して過ごせるよう心を込めて、家庭的、安全、清潔な保育環境をつくっています。また、「見守る保育」、「叱る必要のない保育」を保育方法とし、子どもの遊びの環境を整え、その中で子どもの個性や独自性が育つように配慮しています。</p> <p>職員は「保育士の対応基準チェックシート（子どもの権利擁護の立場から）」を用いて、態度・言葉遣い、子どもの呼び方や叱り方などに配慮し、振り返りを行いながら、保育方針に沿った保育を実践しています。</p>	
<p>2. 子どもが自主的に遊びこめる環境構成 職員は、子どもが自由な発想で主体的に活動できる環境構成について、定期的にクラス会議で話し合っています。保育室や共有のスペースにコーナーを作り、子どもの興味や発達に応じた遊具や素材を用意し、自由に遊びこむ中で子どもが自分で考え、遊びを発展できるよう環境構成を行っています。</p> <p>1、2階のホールのソファでは数人の子どもたちが絵本を読みながら会話を楽しみ、3、4、5歳児クラスのコーナーでは、自分で素材を選んで作品を作ったり、絵を描いたり、押し入れの下の「デン（隠れ家）」でおままごとを楽しむなどコーナー遊びを中心に、子どもたちが関わりあい、遊びを楽しんでいます。また、積木コーナーで遊んでいる子どもは昼食になると、「こわさないてください」とメッセージを残し、作りかけの作品を置いて、また続きができるようにしています。こうした子どもが自由に遊びこめる時間と、全員で取り組む時間（サークルタイム）を設け、自分で考え行動できる力が自然と身につけられるようにしています。</p>	

3. 職員の技術の向上への取り組み

職員の経験や能力、習熟度に応じた期待水準が、法人作成の「成長のステージ」として職員の指標となっています。これをもとに職員は年2回、振り返り、自己評価をし、目標設定をする仕組みが整っています。また施設長との面談を通して保育の質の向上に向け、受講する研修や保育についての助言を受けたり、目標の達成状況について話し合っています。職員は内部、外部の研修に積極的に参加し、報告を回覧して周知すると共に、全体ミーティングで報告して、保育に活かし保育技術の向上に取り組んでいます。

4. 地域との友好的な関係

地域への施設開放として選挙の会場に、施設を提供したり、いつもお世話になっている嘱託医の先生や、バスの運転士さんに勤労感謝のプレゼントを持って子どもたちが訪れるなど、友好関係を築くための積極的な取り組みを行っています。また、運動会、もちつき、移動動物園などの園行事に地域の親子など地域の方を招待しています。

地域の夏まつりに、園の職員や在園児の親子が参加したり、近隣のボランティアの方々から園の花壇整備の協力を得るなど、地域とのコミュニケーションが取れるようになっていきます。これは開設以来、地域に基盤がない中で、地域の理解を得ようと努力してきた成果と言えます。

また、施設長は地区虐待防止連絡会に出席し民生児童委員や主任児童委員とも連携しています。地域の虐待事例を共有する中で、関係機関と連携しながら、母子生活支援施設や児童養護施設への入所につながった事例もあり、施設長のキャリアや専門性が活かされています。

<改善を期待したい点>

1. 育児相談についてのPRの工夫を

育児相談は月曜日～金曜日の9:00～17:00まで随時電話で受け付け、専任職員が対応する仕組みはありますが、現在まで相談者はありません。育児相談について相談を受け付けていることを園外に掲示するなど、PRの方法についての工夫が望まれます。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

- ・法人理念「わが子をゆだねたい保育。温かい心（ホスピタリティ・マインド）を持ってすべてを受け止めます。子どもの個性、独自性を大切にします。保護者、地域社会と共に歩みます。家庭的な保育園を目指します。」を掲げ、保育方針を「子どもの最善の利益を守り、健やかな育ちのために、全ての基礎となる乳幼児期に愛着関係を持って、その育ちを受けとめる保育、子どもたちが環境に自ら働きかけるような‘見守る’保育を心がけて行きます。」とし、利用者本人を尊重したものになっています。
- ・子どもの最善の利益、ホスピタリティ・マインド（心をこめて）を柱に、子どもたちは家庭的で温かい雰囲気の中で、職員に見守られながら保育室やホールのコーナーで自由に遊具を取出して遊び、給食時には3～5歳児までの子どもがホールに集い、おいしい食事を楽しむなど、保育方針に沿ったサービスが実施されています。
- ・虐待の定義が記載された「子どもの虐待の予防・早期発見・支援のためのチェックリスト」をマニュアルとし、全体ミーティングで取り上げ、職員に周知されています。また、登園時や着替えの時に子どもの様子を観察し、虐待の早期発見に努めています。
- ・保護者の生活状況が不安定であったり、暴力を受けている様子がうかがわ

れた場合や、子どもへの虐待が疑われる場合は、施設長、主任に相談し、区保健師に繋げ、連携して対応する体制をとっています。

- ・ 幼児の保育室には視線を意識せず過ごせる「デン」やままごとコーナー、葉っぱの形をした衝立など、様々な工夫があり子どもたちのプライバシーが守れる空間となっています。
- ・ 法人作成の就業規程内に、守秘義務の意義や目的が記載された「個人情報取扱い基本規程」があり、入職時に説明し、全職員から誓約書を取り周知しています。ボランティアや実習生には「ボランティア・体験学習への参加にあたって」「見学実習におけるのマニュアル」をもとに、オリエンテーションで守秘義務について主任が説明しています。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

- ・ 保育室をはじめホールやそのほか室内は24時間換気が行われています。温湿度計を各室に備え、エアコンや加湿機能付空気清浄機で日々適切な温湿度を保つよう配慮しています。また、0, 1歳児保育室は床暖房が施されています。
- ・ 1階の0, 1歳児クラスは合同で遊んだり、2階の2歳児クラスと、行き来が自由になっている3~5歳児クラスは、一緒に遊んだり異年齢で交流しています。施設内は1, 2階に絵本コーナーや積木遊びのできるコーナーなど多数のコーナーを設置し、異年齢の子どもが交流できる場があります。
- ・ 年長児がスーパーに買い物に行ったり、散歩の際に地域のお宅で山羊を見せてもらったり、畑やたんぼの様子を見せてもらったりと、子ども達は地域住民とのふれあいの中で経験を広げています。
- ・ 子どもが好きなおもちゃを自分で選んで取り出して遊べるよう、低い棚に玩具が置かれています。玩具や素材を収納する場所にはそれぞれ写真や絵や文字でわかりやすい説明を記し、子どもが取り出しやすく、また整理整頓しやすくなっています。年齢に合った環境になるよう、クラス会議で話し合い、子どもの発達に応じて意欲を引き出せるよう、玩具を入れ替えています。
- ・ 子どもが夢中になって取り組んでいる時は柔軟に対応しています。たとえば、廃材を使った大きな製作は、翌日も続きができるようクラスの棚に置いてあります。絵本を読むのに熱中して次の活動に加われない子どもには、職員が「終わったら来てね」と声を掛けるなど、子どもの思いを尊重しています。
- ・ 子ども達はレジスターのおもちゃから、物のやりとり・売り買いに興味を持ちました。その後、子ども達の興味が「お店屋さんごっこ」に向かってきたので、継続して製作活動をしています。グループに分かれてペット屋さん、ケーキ屋さん、携帯電話屋さん、アクセサリー屋さんと様々なお店屋さんが出来て、園全体の「お店屋さんごっこ」が実現しています。
- ・ 2歳の後半から、朝夕静かにお話を聞く機会を持ち、お話を楽しむと共に、おしゃべりは周りの迷惑になることも伝えていきます。また、わらべ

うたから発展した「しっぽとり」ゲームなどを集団遊びに取り入れていています。4・5歳児では、引っ越しゲームやおじぞうさんゲーム、こおり鬼等、自分たちでルールを作ったゲームを、年齢に応じて一斉活動に取り入れていています。

- ・造形や絵画は年齢に応じて素材を変えて行っています。使いたい時にいつでも使えるよう、棚に素材（毛糸、牛乳パック、ストロー、ペン、色鉛筆、のりシート、粘土シート、みつろう粘土、粘土板など）が取り出しやすいように用意されています。
- ・天気の良い日は、積極的に散歩や戸外に出かけています。恵まれた自然を活かした里山や丘の上り下りで、足腰が鍛えられています。散歩マップには地図とともに公園、遊具の写真、それぞれの特徴が掲載され、ファイリングされています。子ども達の好きな散歩ポイントがあり、「これを見たいから、ここに行こう」と子ども達からの提案を受けて、出かける事もあります。
- ・幼児の昼食はバイキング形式を取り入れ、子どもが自分で量を加減する事が出来ます。自分から「もっと少なく」と伝え、言えない子どもには配膳の職員が好みや、体調に配慮してたずねています。食が進まない子どもには、ほんの少しでも食べてみるよう勧め、食べられた時の自信に繋げています。乳児には栄養士が盛りつけて配膳し、職員が一人一人の体調を見ながら提供しています。
- ・1歳児はシメジほぐし、2歳児はジャガイモ洗い、3歳児はトウモロコシの皮むき、幼児はキヌサヤのすじ取り等、年齢に応じて食材に直接触れる機会を設け、関心を持つようにしています。4歳児はテーブルを拭き、5歳児はお米を研いで炊飯器で炊き、箸、コップをグループ毎に置くなどの当番活動を行い、食事に関心を持つように配慮しています。
- ・栄養士はクラス担任や調理員との食育ミーティング、離乳食ミーティング、週案会議などを通して、子どもの好き嫌いを把握しています。子どもの苦手な食材は、クッキング活動で4歳児が「ほうれん草ゴマ和え」にしたり、栄養士がピーマンのふりかけ、豆腐のあんかけなどを子ども達の前で調理して見せ、関心を持って食べられるようにしています
- ・午睡時には室内環境を整え、気持ちが落ち着くよう本の読み聞かせをし、少しずつ明りを落として眠りにつけるよう配慮しています。0歳児にはいつでもすぐ横になれるよう、衝立でコーナーをつくり、その上の天井を天蓋でおおって、仰向けになった時、目に直接蛍光灯の明りが入らないよう配慮しています。
- ・0、1歳児は「排泄チェック表」、2歳児は「トイレチェック表」を活用して、一人一人の排泄の間隔を把握しています。保護者から家庭での排泄の状況を確認し、園ではチェック表をもとに一人一人の発達状況に応じてトイレトレーニングを進めています。保護者とは送迎時に「おむつが濡れると手で触ります」「おしっこの前に教えました。」など、具体的に状況を伝えあっています。

3.サービスマネジメントシステムの確立

- ・保育課程は子どもを取り巻く社会的背景を考慮し、「子どもを育てたい、育ててよかったと思える社会」の実現に向け、子どもを主体に考え、一人一人の子どもの発達を尊重し支援する保育の取り組みなど、子どもの最善の利益を第一としたものになっています。
- ・保育課程をもとに、年齢ごとに年間を4期に分けて保育のねらいを設け、子どもの姿や保育者のかかわりと配慮、家庭との連携を記載した年間指導計画と、年齢ごとの月間指導計画や週、日案を作成しています。
- ・子どもが興味を持ち夢中になって取り組んでいる時は、子どもの意見を取り入れ、様子を見て素材を用意したり、さらに発展できるように指導計画を変更するなど、柔軟性を持たせています。例えば、子どもがオタマジャクシを見て興味を持ち、観察したり、図鑑で調べたりしながら飼育し、その体験を運動会でカエルを取り上げた競技に発展させるなど、子どもの主体性を育て発揮できるようにしています。
- ・要望・苦情を受け付ける担当者は、主任、解決責任者は施設長となっており、入園のしおりに受付担当者、解決責任者、第三者委員2名が明記され、入園時に保護者に説明されています。また、玄関に「ご意見箱」を設置し、年1回のクラスごと懇談会や、0～4歳児は年1回、5歳児は年2回の個人面談、行事ごとのアンケートなどで保護者の要望や苦情を聞いています。
- ・要望や苦情については「苦情・要望処理記録簿」に記録し、解決に活かしています。今年度は、芋ほりについて放射能の影響による保護者からの不安の声があり、参加させたくないという要望について検討しました。安全性は確認されたものの、保護者の思いに寄り添う施設の方針から、芋ほりは希望者のみで行うこととして実行されました。
- ・健康管理に関するマニュアルの中に「子どもの症状を見るポイント」があり、「毎日の健康観察の基本的対応」に子どもの健康状態をチェックする手順が記載され、職員は毎朝一人一人の健康状態を確認して、受け入れています。気になる点があれば、各クラスの申し送りファイルに記入し、担任に伝達しています。看護師は朝と昼に各クラスをまわり、子ども達の様子を見て、担任から話しを聞き、健康状態観察及び経過観察をしています。
- ・保育中に感染症が発生した場合は事務室に隔離して、状況を保護者に伝え、迎えをお願いします。看護師は保護者が来るまで子どもを見守り、看護にあたります。園で感染症が発症した場合は看護師が感染症名・予防法などを明記し、保護者が送迎時利用する玄関に掲示し、知らせています。りんご病が発生した場合など速やかに知らせ、感染が拡大しないように配慮しています。
- ・衛生管理マニュアルは、内部研修やミーティングの機会を利用して職員に周知されています。衛生管理マニュアル、業務マニュアルに基づき、職員は保育室、トイレ、おむつ交換台、おもちゃ類、調乳室、シンク、ランチルーム等の清掃・消毒を実施し、施設の内外は清潔に保たれています。
- ・事故対応マニュアルがあり、保育室内、トイレ、玄関、園庭など、それぞれの注意点、確認、対応が示されています。また月1回、避難訓練実施前

に園舎内外安全点検チェックリストによる点検が行われています。0～1歳児保育室ドアには、指挟み防止の緩衝材を取り付け、4歳児の個別のはさみには段ボールを利用してはさみ立てを作るなど、安全に配慮しています。

- ・様々な場面を想定して毎月避難訓練が実施されています。「緊急事態発生時の保育・引き渡しの流れの訓練」に詳しく計画が立てられ、毎年9月1日には引き渡し訓練を実施しています。また、年1回消防署による、起震車体験、スモークトンネル、消火器を使用した消火訓練などを実施しています。
- ・玄関は電子錠で施錠され、職員と保護者はICカードで出入りしています。訪問者にはインターホンで対応、確認してから解錠しています。不審者侵入マニュアルに基づいて、年2回の通報・避難訓練を実施しています。事務室・保育室など、各部屋に緊急ベルが設置され警備会社に通報できます。また、散歩時には防犯ベルと笛を携帯しています。
- ・4月の保護者全大会で園のしおりやパンフレットを配布して、保育方針が理解されるよう、説明しています。また懇談会では各クラスで1年間の保育内容、ねらいなどを話す機会をもっています。
- ・保護者からの相談は担任が受け、主任、施設長がフォローできる体制になっています。個人面談は所定の記録用紙に記載し、個人面談記録として保存され、必要に応じて継続的にフォローしています。次年度担任は面談記録を子どもや保護者への対応の参考にしています。
- ・乳児クラスは連絡ノートでその日の様子を伝えています。幼児は各クラスの入口に「今日の様子」を掲示し、保護者に伝えています。「今日の様子」は、長時間保育で子ども達がランチルームで迎えを待つ時間には、玄関に掲示されます。
- ・送迎時に園での生活のようすを保護者に口頭で伝えています。何かあった時は、クラス申し送りノートに記入して伝え漏れのないよう配慮しています。
- ・保育参観月間を設け月間の活動予定表を貼りだし、保護者は希望日を選択して参観を行います。参観では給食やおやつを試食も実施しています。保育参加では誕生日の子どもの保護者が参加し、一緒にお祝いをしています。

4.地域との交流・連携

- ・一時保育には多くの利用があり、利用者から子育て支援ニーズの把握を行っています。
- ・交流保育・園庭開放をすることはできないのですが、一時保育には利用希望者が多く、1日15名までとして地域のニーズに応えています。また、今年度は地域に向けて、触れ合うことで親子の絆を深める「タッチケア」の講習会を行いました。園の掲示板に、地域向けの子育て支援の情報を掲示し、参加を呼びかけています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のボランティアの方々から花壇の整備の協力を得るなど、地域住民とのコミュニケーションを取っています。また運動会やもちつきに地域住民を招待するなど、地域の理解を得るための積極的な交流をしています。移動動物園には17組の地域の親子の参加がありました。 ・園のホームページがあり、必要な情報を得ることができ、頻繁とは言えませんが、更新もされています。 ・園見学の電話受付対応がマニュアル化されています。問い合わせに対しては、事務員・園長が常時対応しています。 ・パンフレット・ホームページに随時見学できることが記載され、見学者は見学記録簿に記録されています。
<p>5.運営上の透明性の確保と継続性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・服務規程にコンプライアンスについて明文化され、職員に理念や基本方針が明記されたマニュアル集が配布されています。 ・今年の夏は節電計画を立て、15%の省エネに取り組み、ランチルームの電灯をLEDに取り換えました。また、入園のしおりや事業計画に環境目標が明文化されています。 ・「ホスピタリティ」「叱る必要のない保育」の基本方針を理解しているかについては、「保育士の対応基準チェックシート」での振り返りを基に、年2回の面談で施設長が確認しています。 ・アレルギーの対応については、看護師・栄養士が専門職としてミーティングに参加しています。栄養士は積極的に保育士と連携を取り、全員で取り組んでいます。また、食育計画を作成する際は、保育士、栄養士などで取り組み実施しています。 ・法人による、マネージメント研修、カウンセリング研修、リーダー職向けの研修が行われています。 ・主任は毎週の週案ミーティングに出席し、職員の保育状況を把握し、助言しています。副主任は、相談する相手として、主任をあげ、互いに信頼関係をもって業務にあたっています。 ・法人各施設長出席の役員会議が月1回あり、研修も行われています。2か月に1回、区の園長会があり、行政からの情報を得ることができます。これらの情報の報告や共有は業務連絡ノートで行われています。 ・平成23年度の事業計画には平成22年～24年度の計画が記載され、さらに、長期的には事業拡大のため、次世代の人材育成が鍵であるとし、子どもの最善の利益のために積極的に活躍できる職場環境を整えることを目標とし計画を作成しています。
<p>6.職員の資質向上の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士は「保育士の対応基準チェックシート」（子どもの権利擁護の立場から）をもとに年4回、自己実践について振り返り、自己評価を行い、目

標設定をするという仕組みが整っています。また、職員一人一人の技術や業務の向上をめざし、より良い園運営を行うための「人事考課評価チェックシート」があり、年2回施設長が面談し、職員の資質の向上に努めています。

- ・「職員成長のステージ」には、職種別、経験年数に応じた期待水準が明示され、期待水準を目標に職員が保育技術や専門職としての質の向上に取り組んでいます。
- ・23年度研修計画には職種別の研修目的や園内研修・外部研修の具体的な種類、日程を記載し、職員が園の方針に沿った研修を積極的に受講し、人材育成に繋げています。
- ・今年度の園内研修では、全職員を4グループに分けて、第三者評価の内容に添って、園の保育についての検討を行いました。また、看護師による救命救急や嘔吐物・下痢の処理など、全職員による定期的な園内研修を行っています。
- ・実習ファイルがあり、受け入れの記録があります。実習生には、部分実習の機会を持たせるなど、プログラムを立てています。実習期間中は毎日反省会を15分間実施し、最終日には、施設長・主任・担任が出席して、総括の反省会を行っています。